

**山形県における高付加価値なインバウンド観光地づくりに係る
宿泊施設の受入体制の整備および施設開発調査事業
業務委託基本仕様書**

1 事業名

山形県における高付加価値なインバウンド観光地づくりに係る宿泊施設の受入体制の整備および施設開発調査事業（以下「本事業」という。）

2 事業目的

本事業は、やまがたインバウンド協議会が、山形エリアにおける観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」（以下「高付加価値事業」という。）を推進するため、高付加価値旅行者（※）向け宿泊施設の受入体制の整備および施設開発に関する調査と、推進体制構築に向けた勉強会等を実施することを目的とする。

（※）訪日旅行1回当たりの着地消費額 100 万円以上／人のラグジュアリー層とし、主に欧米市場を想定している。

3 事業実施期間

契約締結日から令和8年2月20日（金）まで

4 事業上限金額

10,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務委託の内容

受注者は本業務の目的および発注者が令和6年度に策定した「マスタープラン」（別添）を把握した上で、全ての業務を行うこと。

（1）山形県における既存宿泊施設に関する調査

山形県における高付加価値旅行者層の受入可能数を把握し、高付加価値旅行者の受入環境の整備に資することを目的として、既存宿泊施設の情報を調査し、整理すること。なお、調査項目には以下を必ず含めることとし、より効果が高まるような調査方法、調査項目及び調査対象を提案すること。

【調査項目】

- ①宿泊施設名
- ②客室数
- ③客室のランク別価格および広さ
- ④提供サービスの内容（専用ラウンジ、宿泊客向け体験コンテンツ等）
- ⑤インバウンド対応に係る宿泊人材の状況（通訳等）
- ⑥インバウンド旅行者の受入状況および受入意欲
- ⑦対応可能な言語
- ⑧送迎サービスの有無および内容
- ⑨ヴィーガン・ベジタリアン・グルテンフリー等の多様な食ニーズへの対応可否
- ⑩体験コンテンツの提供状況

（2）新規宿泊施設開発候補地および開発計画に関する調査

高付加価値旅行者の受入可能性を検討するにあたり、県内への新たな宿泊施設の誘致を視野に入れた新規宿泊施設の開発候補地および開発の可能性について調査を行い、専門家による評価を実施すること。

具体的な業務内容は以下のとおりとする。

- ①「マスタープラン」において設定したコアゾーン周辺において、高付加価値旅行者の受け入れに適切な遊休地等の調査
- ②専門家による候補地の現地視察および評価（想定事業規模含む）
- ③①及び②を踏まえた簡易な開発計画案の作成（客室数や客室単価など④の調査が可能な内容）
- ④開発計画案で示す施設の需要に関する送客事業者等へのアンケート調査の実施
- ⑤上記調査結果のとりまとめ・分析

(3) 推進体制構築に向けた勉強会等の開催

高付加価値旅行者の受入体制構築に向けた関係者間の共通認識の形成および、各宿泊施設における主体的な受入体制の整備を促進することを目的として、勉強会等を開催すること。

具体的な業務内容は以下のとおりとする。

- ① 高付加価値旅行者の受け入れに関心のある宿泊事業者や宿泊業への新規参入に関心のある事業者等の掘り起こし及び先進事例の共有と知見の普及のため、宿泊施設に関連する講演会等を1回以上実施することとし、講演会等の内容や講師について複数提案すること。
- ② 今後のヤド整備推進の核となりえるメンバーを集めるため、高付加価値旅行者の受け入れに意欲のある宿泊事業者や宿泊業への新規参入に関心のある事業者等を対象に、高付加価値旅行者に対応する宿泊施設について深掘りするセミナー等を2回以上実施することとし、セミナー等の内容や講師、形式等について複数提案すること。実施内容は、講演会等の終了後、参加者の属性やニーズを踏まえて判断することとする。
- ③上記の業務の参加者アンケート調査

(4) ヤド整備推進計画の策定

(1)～(3)を踏まえ、山形エリアにおける高付加価値旅行者向けヤド整備推進計画を策定すること。なお、計画には以下の項目を必ず含めること。

- ①現状分析と課題
- ②目指すべき方向性
- ③②に向けた必要な取組み
- ④山形県と類似した地域の先行事例
- ⑤効果的な推進体制のあり方に係る提言

6 成果品の提出

本業務における成果物は以下のとおりとし、紙媒体及び電子データにて提出すること。

- (1) 県内宿泊施設調査報告書
- (2) 新規宿泊施設開発に係る調査報告書
- (3) 勉強会等実施報告書（アンケート集計及び分析結果含む）
- (4) ヤド整備推進計画書
- (5) 業務完了報告書
- (6) 経費精算書（証憑含む）

なお、各成果品の提出期限については下記のとおりとすること。

- ・令和8年1月16日（金）：（1）～（4）
- ・令和8年2月20日（金）：（5）、（6）

7 その他

- (1) 本業務の内容の決定及び遂行にあたり、受注者は発注者と十分に協議・調整を行うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項で事業実施にあたり必要とされる業務が発生した場合及び本仕様書に定める内容に疑義が生じた場合は、発注者、受注者で協議の上、対応方法を決定する。
- (3) 社会情勢等の影響により実施が困難な内容が生じた場合、発注者、受注者で協議の上、対応方法を決定すること。
- (4) 本業務の再委託については、その業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記のうえ、事前に書面にて報告し、あらかじめ発注者の承諾を得た場合に限り、当該業務の一部について行うことができる。再委託先は次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。
 - ・受注者が業務の作業につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
 - ・再委託先者が山形県の入札参加業者適格者名簿における指名停止期間中でないこと。
- (5) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、個人情報への不正アクセス防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (6) 受注者（再委託をした場合の受託者を含む）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、山形県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号）を遵守しなければならない。
- (7) 本事業に係る経理は、他の事業と区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- (8) この委託業務の成果品に係る著作権は、観光庁に帰属するものとする。また、受注者は、観光庁、発注者又は発注者が指定する第三者に対し、当該著作権に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条に定められる権利）を行使しないものとする。
- (9) 上記に関わる明示がない事項であっても社会通念上当然と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。